

平成 25 年

南三陸町議会会議録

第8回定例会 9月10日 開会
9月19日 閉会

南三陸町議会

平成 25 年 9 月 10 日 (火曜日)

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

平成25年第8回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成25年9月10日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理室長兼 出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原みよし君
公立志津川病院 事務長	横山孝明君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤勝助君
事務局長	阿部敏克君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第1号

平成25年9月10日（火曜日） 午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 陳情8の1 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のため
の意見書採択」に関する陳情について

第 6 陳情8の2 「道州制導入に反対する意見書」の提出について

第 7 陳情8の3 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第8回南三陸町定例会でございます。

私たち議員の任期もあと何日もございません。これが私たち議員の定例会最後となります。

議員の皆様には、被災町民がなかなか復興の跡が見えないということをございますから、議案審議に当たっては慎重かつ活発に、またスピード感を持って審議をお願いしたいと思います。

また、今朝ほどは大分涼しくなりました。健康に留意いたしまして震災の復興に当たっていただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第8回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番鈴木春光君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から9月24日まで15日間とし、うち休会を14日、15日、16日、21日、22日、23日にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情3件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、菅原辰雄君、大瀧りう子君、千葉伸孝君、山内昇一君、鈴木春光君、以上5名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま事務局をしてご説明のあったとおりでございますけれども、私たちもこの調査につきましては、毎回その結果を報告しているわけでございますけれども、ぜひこれを当局として見ていただいて、その改善すべきところを執行の中に取り入れていただければ幸いと思います。それを結びとしてお願いをして報告にかえたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要な部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） それでは、結びを朗読いたします。長いので、要点のみとさせていただきます。

戸倉保育所は、津波で流失し、現在は志津川保育所に集約されているが、今後戸倉地区の防災集団移転促進事業で造成される一画に災害復興事業として建設される。伊里前保育所は、復興交付金事業での新築再建が認められ、伊里前地区の防災集団移転促進事業で造成される一画に再建の計画であります。志津川保育所は、施設の老朽化が著しく、震災前の計画で23年度に新築予定であったが、被災により計画は文字どおり水泡となってしまいました。今後、志津川中央区の津波復興拠点整備事業での造成地に新たに建設する計画である。3施設の再建は、各地区の災害復興事業と連動するが、早期に建設計画に着手し、子供たちが安心して安全に生活できる施設建設を望むものだが、各施設に障害児も入所している現状や未満児の入所希望の増加傾向を踏まえた配置とその受け入れ態勢を十二分に考慮に入れたものとすべきである。

次に、民営の2施設についてでは、あさひ幼稚園は現在の仮園舎の移設という大きな問題を抱えている。ユニセフの支援により歴史ある杉材を生かした建設された建物であり、耐用年数も不明だが、将来に震災を語り継ぐ有効な建物と思料される。園では解体して別の場所への移設転用や、現在のまま他の施設への転用も考慮に入れているようである。移設の折は莫大な費用も要すると思われる所以、行政としての関与も必要であり、連携して方策を検討すべきものであります。

入谷ひがし幼稚園は、認可外保育施設だが、45年にわたり入谷の保育所もしくは幼稚園的役割を果たしてきている。しかし、昨今は少子化に伴い園児の確保が難しく、経営的にも厳しさが見える。現在は、国の雇用対策に救われているが、これが廃止になると経営存続も危ぶまれる。また、建物の老朽化も進んでおり建てかえの段階にも来ていると思料されるので、幼児教育の総合的な観点から今後の方向性について行政サイドとして早目の関知が必要であると思われる。

復興は人材にありと言われているが、その人材育成の入り口である幼児教育の展開は、当町にとって復興をなし遂げ、将来へと夢をつなぐ重要な柱となる。公、民間問わず懸命な努力に期待するものである。以上であります。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 当委員会は、閉会中におきまして3度の所掌事務調査を行ったところであります。その報告は、ただいま事務局長報告の読み上げたとおりの内容でございます。よろしくご承認賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されております。職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が報告したとおりであります。7月2日には先進地、山形、庄内町を視察し、実務担当者から実際に指導を受けた経緯でございます。次に、7月11、17、19、22日におきましては、議会だよりNo.30号を住民に周知するための特別委員会の開催であります。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） ただいまの事務局をして報告のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で三陸縦貫自動車建設促進に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといいたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） 東日本大震災に関する特別委員会の調査であります。2日間行いましたが、ただいま局長の報告のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第8回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第7回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、国の防災の日であります今月1日に実施をいたしました平成25年度南三陸町地震・津波防災訓練についてご報告を申し上げます。

今年度の訓練につきましては、一昨年3月11日に発生した東日本大震災を始めとし、本町が経験した過去の津波災害に鑑み、昨年度に引き続き東日本大震災とその規模等を同じくした災害想定のもと、命を守るということを最優先とした訓練を実施いたしました。具体的には、

ご家庭、ご近所同士での安否の確認、津波の浸水が予想される区域からより高い場所への避難といった従来からの訓練に加え、消防団員及び防災関係機関職員の退避・広報訓練、児童・生徒が乗車中であると仮定したスクールバスの退避、通信訓練のほか、本町の区域の一部が原子力災害対策におけるU P Z、緊急時防護措置準備区域の範囲に含まれたことを受けた東北電力女川原子力発電所との通信訓練等を新たに実施したところあります。

訓練には消防団等の町の機関のほか南三陸消防署、気仙沼海上保安署といった防災関係機関、そして各行政区、仮設住宅団地の皆様、おおむね5,500人の方々に参加をいただいたと推計をいたしております。今後におきましても、今年度中と予定する南三陸町地域防災計画の大幅な見直しを初めとし、安心して暮らせる安全なまちづくりに向けた取り組みを引き続き実施していく考えであります。

次に、災害支援等に関する協定の締結についてご報告を申し上げます。

今月1日、地震・津波防災訓練の終了後、本町役場において本町と公益社団法人シビックフォース及び特定非営利活動方針、オールラウンドヘリコプターとの間で、災害支援等に関する協定を締結いたしました。この協定は、災害の発生時における被害状況調査、支援物資の輸送といった活動に加え、災害の発生時に限らない形で患者、医師、医療資器材の搬送をも実施していただくといったものを約したものであります。機動力に優れるヘリコプターにより、災害の発生時における緊急輸送に限らず、平時において高度医療を必要とする患者、医師の搬送を担っていただくことは、町民の皆様、そして医療関係者にとっても非常に心強いものであるところです。今後におきましても、関係機関、各種団体との間において災害の発生時における応援等を初めとし、町民皆様の安全・安心な暮らしに資する各種支援協定等の締結を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

引き続き、教育長から今回内閣総理大臣表彰を受賞した歌津中学校の防災教育の取り組みの内容等について、及び伊里前小学校長の異動についてご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教育委員会から行政報告を申し上げます。

今月2日、歌津中学校が防災教育への取り組みが評価され、内閣総理大臣表彰を受賞いたしました。これは、本年1月に第17回防災まちづくり大賞の消防庁長官賞を受賞いたしましたが、さらにこの消防庁長官賞を受賞された3つ団体の中から唯一の栄誉に輝いたものであり

ます。

歌津中学校におきましては、震災後歌津中学校少年防災クラブを発足させるなど地域との連携を深めながら積極的に防災教育を推進していることが認められて、このたびの栄えある受賞に至ったものであります。

教育委員会といたしましては、このことを契機に防災教育のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内小学校の管理職の異動についてご報告申し上げます。

前伊里前小学校長から一身上の都合により本年8月末日をもって退職したいとの申し出がありました。これを受理いたしております。後任の校長は9月1日付の発令で既に着任しております。年度途中の異動でありますが、学校運営に支障がないよう十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時27分 休憩

午前11時02分 開議

○議長（後藤清喜君） ないようですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） その1の（入札結果）となっている工事関係、工事名が1級町道細浦線外4路線の道路災害復旧工事という工事名ですけれども、1級町道というのが、私は余り聞きなれなかったので、どこにどう、何メートルぐらい町内にあって4路線、どことどこなのか。1級町道そのものの意味がわかりません。私は、一年生だから、わかりませんので、よく納得できるように説明をいただきたい。まず、その辺から。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私からお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問にありました1級町道とはというご質問でございますけれども、町道、ご存じのように町内に約300路線ほどございます。その中で、3種類に分けられております。1つが今ご質問にありました1級、それから2級、それからその他という3種類に分かれております。1級町道とはということでございますが、基本的には町と町を結ぶ幹線道路、それから2級につきましては、地区と地区を結ぶ幹線道路、その他についてはそれ以外という概念でございます。

ここ細浦線につきましては、もともとは国道でございました。そういう意味では、町と町を結ぶわけではございませんが、国道に万が一そういう通行止めとかという場合には、国道の代替もできるということで1級という格づけにしているところでございます。

それから、全体でどのくらいあるかということにつきましては、大変申しわけありませんが、今台帳等手元にございませんので正確な数は申し上げられませんが、それぞれそういう重要な路線につきましては、指定をされているということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、外4路線ということでございますが、基本的に細浦地区にある町道を今回工事をするわけでございますので、細浦線のほかに今回その他町道が3路線ございますので、そこを復旧するという工事内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） どうも説明は町と町を結ぶんだと、それを1級道路という説明のようですがれども、だから今、それでいいんですか。町と町を結ぶということで。何メートルあるかということを質問しているわけですけれども、それは資料がないからわからないと。それから、地区と地区もあるし、その他をあわせて3種類なんだと。道路には3種類あるんだということに間違いありませんか。

そういうことであれば、私のこれから関連になりますけれども、伺いたいことは、津波、大震災から約2年6ヶ月の経過をいたしました。それで、私は一番これは重要な道路ではないかなと、災害の際の避難道路にも使われる。というのは、石泉から港に下がる路線ですね。半分ぐらい道路が欠けています。大型トラックが自由に走っていた道路がいまだかつて手つかずの状態になっております。なぜ、これをつくれないでそういうふうにおくれているのか。全く危険もあります。舗装が欠けているのですから。これはどのような理由でつくらないのか。こういう道路こそ避難路になっているんですよ。港から避難するには何が起きてもある道路が重要な道路であります。

その他もいろいろありますが、報告ですのであとは質疑で伺いますが、漠然と町と町を結ぶとか地区と地区、当たり前な話。道路だから。当たり前でしょう。町と町、地区と地区ね。私はそう思いますが、それが幾らあるか。何路線あるのか。何メートルあるのかと。そういうのは、ここに1級路線を掲げるということは、そういう質問が出るんですよ。そういうことなんですね。大課長だから、あなたは。やはり常に把握していただきたい。今議会中にできれば地図で示してこの議会に提出をしていただきたい。そうでなければ、こういう名前を使わないほうがいいのかなと思います。港も関係について答弁願います。2路線。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町道港石泉線の工事でございますけれども、まずもって港の駅前、大きく被害を受けています。それが1カ所ございます。それから、かなり人家から離れた場所に1カ所、大きく2カ所被害を受けていると捉えておりますけれども、1カ所目、国道付近につきましては、現在県の河川のバック堤の関係、それから国道の取りつけ工事計画の関係がございまして、いまだ工事ができないという状況でございます。

それから、奥側の河川と隣接した部分でございますけれども、この復旧につきましては、河川で復旧をするという予定になっております。災害査定はもう既に受けておりますので、間もなく県で工事の発注をするものと考えているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 今の何か勘違いというか、課長、私が言っているのは、それは国道周辺から石泉に上がる線ね。それは、課長が話したとおり大変大きく被害を受けているわけですから。しかし、大型トラックは自由に歩くんです、そこは。路面が舗装も抜けて今工事をしているので。私が言っているのは、河川工事に関係がないんじゃないかなと。防潮関係だね。奥ですよ、ずっと。国道より1.5キロほど入ったところね。道路が3分の1以上欠けている。それで、徐々に整備をしないものだからこの間の大雨でもまた崩れている。そのことを課長、私は言っているんですが、それはわかりますか。見ましたか。この大雨後に見ましたか。なぜおくれているのかということを聞いたんだけれども。2年6カ月たっているんですよ。幾らもかからないんですよ、そこ。短いですから距離がそんなに。緊急につくるべき場所ですよ。災害道路なんですよ、あれは。港に何かあればみんな上ってくるんですから、あの道路を。

それと、この際ついで話しますが、去年は雑草の刈り払いといいますか、道路周辺はきれいに刈り払われていたんですけども、路線は刈られてはいるようですが、今度は昔

の県道なんですが、旧県道と言うのかな。あれは草がぼうぼうですので、それらの今後の刈り取り計画などはあるのかどうか。

それから、港線につきましては、緊急に即座にこれはつくる必要があると思いますので、これは町長はあそこは歩かないからわからないと思いますが。町長、わからないでしょう。ね。わかれば答弁してもらえるんだが。そういう箇所がありますので、部下によくそういうことを指摘して、最後はあなたの責任ですから、あそこで何か事故が起きたら全責任を町が負うことになるんですよ。道路が整備不良のために交通事故が起きた場合は、全て町が補償する義務があるので、そういう箇所はやはり一日も早く。即座につくれますか。そういうふうに。どうしますか。ご答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ございました。

1点目の港石泉線の災害の箇所でございますけれども、多分私の記憶が間違いなければ港のほうから上流に向かって走った場合、右側に田んぼのある一番最後のことかと思うんですけども、そこがちょうど河川と隣接をしている、河川と並行に走っている場所でございます。それで、河川側との協議の過程で河川護岸、石積みがあったわけでございますけれども、その部分の管理者は河川であるということで、宮城県が施工する手はずになってございます。それで、今ご指摘のとおり本工事となりますと県でやるものですから、町では今回はできませんけれども、通行に支障がかなり出てきたということであれば、応急的な措置をとりたいと考えております。その後に本格的なものについては、県の施工に任せていきたいと考えております。

それから、除草につきましては、現在直営班でそれぞれ町内の路線をやっております。必ず一度は草刈りをするように指示をしておりますので、大変申しわけありませんがいましばらくその辺お待ちいただければ、確実にやらせていただきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そういう答弁だと納得はいきませんよ。河川かもしれないが、町道でもあるんです。あれは何級ですか。何級町道で何の種類ですか。地区と地区ですか。道路は町でつくるんでしょう。道路整備だ。違いますか。道路が欠けたからって、河川のほうだから見ないふりをするとかそういうのが考えられますか。今うんと狭くなつてやつと……、しばらくぶりで私、用事があって港のほうに行ったんですが、驚いた。もうやつと普通車が通れる。前はちょっと余裕があったんですが。そういう箇所ですが、町長、町長さん、そ

いうことですので、ぜひそこは危険ですから即座につくってください。そう要望して終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 陳情8の1 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、陳情8の1 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情8の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情8の1については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情8の1を採決いたします。

本陳情書は、採択と決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第6 陳情8の2 「道州制導入に反対する意見書」の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、陳情8の2 「道州制導入に反対する意見書」の提出についてを議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情8の2については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情8の2については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この陳情8の2であります。道州制導入に反対する意見書を出してく

れという内容のものであります。

この中身を見ますと、全国の町村議長会で決定したことであるから、地方の議会もそれに倣って陳情書を出してくれという内容であります。私は常々、市町村があって県があって全国があると考えております。国があって我が町があるわけではありません。この道州制につきましては、はっきりとした議会としての意思を表するに時期尚早ではないかという感じも受けるわけでありますので、今回のこの反対の意見書の提出につきましては、反対をいたします。

○議長（後藤清喜君） 今のは討論でいいんですね。（「はい。討論です。反対討論ね」の声あり）

次に、本陳情書に対する賛成討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 突然の賛成討論なので、ちょっとまとまらないかもしれませんけれども、道州制に対しては、賛否両論あって非常に今大変な状況になっております。

しかし、地方自治体というのは、本当に自治体が主であって国はそれに関与するものではないんですけども、自治体が中心になると。そういうことなので、道州制といいますと、かなり大きな組織ができるわけですね。そうしますと、なかなか小さいというか皆さんの隅々までいろいろ行き届かない面がいっぱい出てくるということで道州制に反対すると、そういう意見書ですので私はこれに賛同いたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情8の2を起立により採決します。

本陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤清喜君） 起立多数であります。よって、陳情8の2は採択とすることに決定しました。

日程第7 陳情8の3 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第7、陳情8の3 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
職員に陳情書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情8の3については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思
います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情8の3については委員会の付託を
省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情8の3を採決いたします。

本陳情書は、採択と決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時43分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第8、一般質問を行います。

通告1番、菅原辰雄君。質問件名、復旧・復興への取り組みについて。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。8番菅原辰雄君。

[8番 菅原辰雄君 登壇]

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は議長の許可を得たので、一般質問を行います。

町長に復旧・復興への取り組みについて伺います。

我が町にとって余りにも過酷で悲惨だった23年3月11日の東日本大震災から早くも2年半が経過します。改めて、被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、尊い命を奪われ犠牲となつた方々には心から哀悼の意を表します。

さて、町長は、あの惨事の直後の応急復旧から現在に至るまで懸命に復旧・復興に努めてまいりました。平成33年度までに目標とする10年間の震災復興計画を策定し、その期間を復旧期、復興期、発展期に区分し、復旧をしながら復興し、復興しながら発展するというものであります。復旧期の緊急かつ優先的に取り組むべき事項については、十二分ではないもののほぼ地についた感じがいたします。復興事業を本格的に展開していくこれからが正念場であります。とりわけ被災した住民の方々が一日千秋の思いで待っているのは、生活の場の確保、住宅再建でございます。災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業の一部地域での工事着手はされているものの、住民皆様からすればその進展にはもどかしさを感じているのが現実であります。

そこで、各事業に対する現時点でのどのような評価をしているか、3点伺います。

各事業の目標スケジュールが示されているが、現時点での進捗状況をどのように見ていくか。

2、各事業を推進していく上で、制度的な問題を含め支障となっているものはないか。3、復興をなし遂げるためには公的事業の展開とともに一定の民間事業等の導入も必要かと思うが、考えと現状の状況は。以上、伺うものであります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員のご質問、復旧・復興への取り組みについてお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、各事業における現時点での進捗状況についてでありますが、一概に進捗状況と申し上げましても、客観的に把握できるものがある反面、推しあかることが難しいものもございます。また、進捗を推しあかる尺度を何で求めるかといったものもございます。例えば心のケアといったものにつきましては、取り組んだということと、心が癒やされ前を向くことができたということについては、必ずしも一致しませんし、防災集団移転促進事業の

ような事業につきましては、住民の皆様の合意形成に最も要するといった事情もございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、復興が進んでいる姿がなかなか見えないといったご意見が住民皆様の中にあることもまた事実でありますことから、比較的目に見えやすいハード事業を中心にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、復興事業の中核を成す防災集団移転促進事業につきましては、全28団地のうち13団地について、発注済みまたは発注の見込みが立っており、早いところでは藤浜団地や袖浜団地のように年内に造成工事の完了が見込まれるところもございます。一方、大規模な造成となります志津川地区につきましては、平成27年度以降の完了見込みという場所もございます。

また、災害公営住宅整備事業につきましては、全8カ所中2カ所について発注済みとなっており、この2カ所であります入谷地区及び名足地区に整備いたします災害公営住宅につきましては、来年夏の供用開始を見込んでいる一方、規模の大きい志津川地区につきましては、平成27年度以降の供用開始となる見込みであります。

また、被災しました町管理漁港の復旧・復興につきましては、全体のおおむね35%程度の工事については発注済みとなっております。こちらにつきましては、各漁港ともいち早い漁業再開のために仮復旧を行い、水揚げの再開はできておりますが、本復旧となりますと各漁港とも防潮堤整備や漁港背後地の活用との関係もあり、これらの事業と一体的に事業を進めておりますことから、いましばらく期間を要するものと考えております。

さきにも申したとおり、住民目線でいえば、幅ぐいが打たれ土が動いて、初めてその進捗を感じるといったものであると思いますので、今後ともこのことを十分に意識し、一層のスピード感を持って臨んでいきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、事業推進上の障害ということですが、細かな課題につきましては、日々発生するかのごとく出てまいりますが、重く大きな課題という点で申し上げますと、やはり財源と人材の確保、復興に係る諸施策の期限延長及び各種制度の弾力運用というところが上げられます。

まず、財源についてでありますが、議員ご承知のとおり復興に係る主たる財源は復興交付金でありますが、この配分を行います復興庁については、このところ復興事業に対しコスト縮減を強く求められております。しかしながら、本町としては特に土木工事等につきましては、地形的な事情もあり、他地域と比較して割高となってしまう傾向があり、こうした場面での折り合いが非常に厳しくなっております。また、人材の確保ということにつきましては、復興事業が進むにつれ、さまざまな行政需要が次々と発生しております。現在、各自治体から

派遣職員を含め約300名の職員体制で、復興を含めた行政執行に当たっておりますが、職員不足の感は否めないところでありまして、今後とも各関係機関に対し職員派遣についてより一層の働きかけが必要だと考えております。

一方、制度に関連したものにつきましては、現在多くの復興施策が用意されておりますが、その期限が迫っているものがあります。例えば水産加工事業者の施設整備に関する補助制度については、平成27年度がその期限とされておりますが、ご案内のとおり本町のように施設整備に先立つ用地整備に一定の期間を要する地域につきましては、期限の延長がなされない限り制度に取り残される事業者が出てしまうことから、そうならないように国に対して強く求めているところであります、今後とも県や近隣の被災市町と連携の上、要望を行っていきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、民間開発事業の誘導についてであります。暮らし、産業とも多くの基盤を失った本町といたしましては、その再生を図るべく開発を含め必要な基盤の整備を計画し、着々とその推進を図っているところであります、町で計画した必要量の一部を民間に託せるといったものは今のところございませんが、それは決して民間の開発を妨げるといったものではありません。むしろ、町の開発を補完しさらに伸びゆく町をつくるため、町の計画と有機的に連携した民間開発が進むことは有効なことだと思っておりますし、また期待を寄せているところでありますことから、今後ともそのような民間事業者とは手を携えてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長からるるご説明をいただきました。

まず、精神的なものとかあればなかなか一気に解決しないのはもっともございます。そういう面も含めまして、住民皆さんがあまり言葉で言葉では町長おっしゃいましたように目で見える形のあれでございます。例えば町長が今答えられましたように、28団地のうち13団地が発注もしくは発注するということです。大規模な地域、例えば志津川中央区は平成27年度完成見込みということです。それらをいろいろ鑑みまして、いろいろな考えがあるのは、町長初め皆さん篤とご承知のとおりであります。

また、財源と人材の確保、これは非常に難しいわけでございます。財源については、民主党政権時代に19兆円から7兆円ほどアップしての二十三、四兆円ということでありますけれども、それは来るとは思うんですけどもそれをいかに使いこなすか。使うためのいろいろな手続とかさまざまなものがあるので、人材不足とかそういうことに連動してくるわけでござ

います。今町長おっしゃいましたように、これらをいろいろな意味で人材派遣については各自治体とかいろいろなことに協力をいただきながらやっていけば、これまで指摘されたような遅さというか、これまで以上に早まつてくるのかなと思います。それに期待をするわけでございます。

また、あとは2番目の制度的な問題を含め支障となっているものはという質問に対しては、いろいろコスト削減、町長おっしゃいますように本当に地形的な問題もあります。我が町みたいに今度被災した地域は人が住めないという状況をつくったと言えばちょっと語弊がありますけれども、そう決めたのでやっぱりこれまで山とかいろいろな高台等の開発、それが時間がかかるのは非常に今の状況ではいたしかないとそんなふうに思ってもおります。そういう時間的制約がありますので、やっぱりこれも制度的にいろいろこれからも国に働きかけをしていって、ちょっとここの地に合ったような制度にしていただけるような努力をしていただければいいのかなとそんなふうに思っております。

また、3点目のこういう町でやる分にはある程度の方向性を持っております。また、民間事業者の参入についてであります。これは端的に言いますれば、町外のスーパーがこの町に出店を希望するということで、以前同僚議員も質問しておりますけれども、そのときに町長は具体的なあれはなかったと私は捉えております。ただ、そのときいろいろな意味で、ニュースを見た住民の方々からは、町長は町内の業者を生かすために何かそういう他からの事業者のあれを反対しているという捉え方をしている方々、多々おります。私はそのニュース等を見ておりませんので、軽々にはものを言えないんですけども、そういう思いをさせたというのはちょっといかがなものかと思います。また、実際生活していく上で、今そういうのは皆さん不便を感じているのも事実でございます。この前の同僚議員の答弁だと、そういう具体に要請がないから何もできないということありますけれども、それはそれとしてできる範囲でいろいろ考えていくただければいいのかなと思います。

そういうことで、いろいろなことがまだまだありますけれども、町長、お互いに私ども任期がもうそろそろでございます。ここでいろいろ今後について言ったってどうしようもないのをございますけれども、平成21年の選挙から間もなく4年が経過します。お互いに任期満了時間が目前でございます。過日の新聞によりますと、後援会の話だと思うんですが、佐藤仁町長がこの辺のことはというと、次の町長選挙に出るのだという認識の方々が多いように思われておりますけれども、町長ご自身の口からはそういうのが全く出ておりませんので、本定例会は任期中最後の定例会であり、町長の口からこれらについてはつきりとお聞きした

いものであります。

南三陸町のあの大惨劇から文字どおり九死に一生を得た町長は、文字どおり陣頭指揮をとつて本日に至っているところは周知のとおりでございます。とりわけ連日の記者会見、それによりテレビ、新聞、ラジオ等マスメディアに町の様子などを発表し、それらは国内はもとより全世界に配信され、結果として我が国そして我が町にも大きな支援を取りつけたところであります。極限に置かれた自治体のトップとして、それらの行動は今後の規範となるものであると私は考えます。さらには、復旧・復興に向け全力で取り組んでいるのも皆さんご承知のとおりであります。

したがって、被災から2年半の今、南三陸町再生のため、町長が言ってきた住んでよかった、住んでみたいまちづくり、小さくとも光るまちづくりのためにかじ取り役として再度町政を担うのがあなた、佐藤 仁町長の責務であると私は考えるものであります、町長、あなたの考え方をお示ししていただきたい。さらには、この制度の不備な点はこれからもばんばん発信していって、本当にみんなが住んでよかったと明るい笑顔で暮らせるまちづくりのために頑張ってほしいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

早いもので震災から2年半経過いたしました。振り返ってみると、2年前、あの3.11、まさに町が壊滅をしてしまいました。この先まさにどうなるかというふうな途方に暮れるいとまもなく、復旧・復興ということについて邁進をしてまいりましたつもりございます。何とかここまで歩けてきたのは、議会の皆さんあるいは町民の皆さん、皆さん方のご協力をいただきながら進めてきたのが何とかここまで歩いてこられた要因ではないのかなと、そんな感じがいたしてございます。

今、我々が取り組んでいる事業につきましては、まさに遷都であります。新しい町をすっかりつくり上げていくと、そういうこれまでかつて誰も経験したことのない事業に我々は今挑戦をいたしてございます。そういった我々の挑戦に大きな後押しをしていただいたのは、常々お話をしておりますが、全国あるいは世界からたくさんの皆さん方のご支援があって、何とかこういう復興の道を歩んでいるのだろうと認識をいたしてございます。今回の震災で、たくさんのきずなもいただきました。ボランティア、個人、企業、法人、さまざまな方々のきずなをいただきまして、この南三陸町の復興のご支援をいたしてまいりました。我々のこの復興をなし遂げるのは、このたくさんの皆さん方のご支援をいたしたその恩返しをす

るためにも、我々はこの南三陸町をしっかりと復興していかなければならない、そういう責務があると思います。

今菅原議員がお話ししましたように、私も今回の震災で九死に一生を得ました。命を長らえました。しかしながら、たくさんの多くの町民の皆さんが残念ながら犠牲になりました。仲間もそうであります。彼らは志半ばで犠牲になられたわけでございます。私は、彼らの思いをしっかりとつないでいくというのが私に与えられた使命だと感じております。また、ご案内のとおり今まだ多くの方々が仮設住宅にお住まいです。全てのものを失って、まだ環境の厳しい仮設住宅の中でお住まいの方々がいらっしゃる中で、こういう場で私が震災復興の責任を逃れるとそういう選択肢は私にはないと思ってございます。したがいまして、10月27日投票の南三陸町の町長選挙には立候補させていただいて、これまで進めてきた復興の足取りをとめることなく、緩めることなく、これからも南三陸町の復興に当たっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

通告2番、大瀧りう子君。質問件名、1、気仙沼線（鉄路）の再開は。2、町長の町政11年を問う。以上2件について、一問一答方式による大瀧りう子君の登壇発言を許します。10番大瀧りう子君。

[10番 大瀧りう子君 登壇]

○10番（大瀧りう子君） 10番大瀧りう子は議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1つ目は、気仙沼線（鉄路）の再開はということであります。

震災から2年6ヶ月、復興の大動脈となる国道、JRなどのアクセス整備はまだ未整備のままであります。中でも鉄道についてはいまだに見通しがなく、BRTが固定化するのではないかと懸念されております。鉄路は、町民の足としての利便性だけではなく、観光客の誘致としても大きな役割を果たすものと考えます。再開を望む町民も多い中で、この見通しはどうなっているのか。また、戸倉駅までの再開の見通しはどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧議員の1件目のご質問でございます、気仙沼線（鉄路）の再開はについて、お答えをさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、震災の影響で当面の間、BRTによる代替運行を余儀なくされており

ますＪＲ気仙沼線全線の復旧整備につきましては、これまで沿線被災自治体または町単独で国及びＪＲ東日本に対しまして、再三にわたり鉄路での復旧を要望しておりますが、ＪＲ側からは莫大な復旧財源の裏づけがないことを理由に、鉄路復旧整備の着手に関する明確な回答を得ることができないまま、現在に至っているところであります。

また、全線鉄路復旧に関する要望と同時に個別の案件といたしまして、ＪＲ東日本に要望しておりますのは、柳津駅から陸前戸倉駅区間の鉄路運行の再開につきましては、本年3月にＪＲ東日本仙台支社に対しまして町が基本計画調査事業を発注しており、陸前戸倉駅の移設整備による鉄路復旧について、駅舎及び駅前広場の規模やホーム上でのＢＲＴ接続運行などの具体的な整備交渉を続けておりますので、仙台駅からの玄関口として、また全線復旧の足がかりとして早期の整備着手を目指してまいりたいと考えております。町といたしましては、沿線被災自治体である気仙沼市、登米市並びに各種関係機関と協力しながら利用者の利便性確保と交流人口拡大のため、早期に鉄路復旧を実現すべく粘り強い交渉を続けてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先日報道によりますと、ＢＲＴの利用者は沿線の気仙沼高校では18%、それから志津川高校では37%の利用があったと報じられています。通学には欠かせないＢＲＴであります。しかし、利用者数は伸び悩んでいます。ＪＲの4月の調査でも、1日の乗客は約380人。鉄路だった2009年の4割にとどまっています。

利用者からは、通学時には車内が狭いのすぐ混乱する、柳津では待ち時間があり、仙台までは乗り継ぎが多くて不便だなどの声が寄せられております。9月5日からはＢＲＴの専用道路が21%から39%になっています。しかし、これは利用者の拡大にはつながらないと考えます。観光客の利用がどれほど伸びるかも懸念されます。町長は、この実態をどのように見ているでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 利用者が伸びていないという現状につきましては、ＪＲからもご報告をいただいてございます。ただ、ＪＲ側としても、とにかく沿線住民の皆さんのが公共の足と、交通機関ということで、ご不便を極力おかけしないようにということで、従来の鉄路に比べて3倍以上のＢＲＴの運行を行ってございまして、何とか利用者方の利便を図るとそういう姿勢を貫いていただいているのは、大変ありがたいと考えてございます。

ただ、先ほど申しましたように鉄路の問題につきましては、ご案内のとおり気仙沼線復旧に

約1,000億円ぐらいの財源が必要だということでございまして、従来から私は議会でご説明を申し上げさせていただいておりますが、基本的に黒字企業には国の財政支援というのはなかなか難しいという現実がございます。そういった中で、JRが独自の財源で気仙沼線を全線鉄路復活ということについては、なかなか難しいという現実もございます。

したがいまして、この鉄路復活をするにはどうしても国の財源の支援というものが不可欠だと私は認識いたしますので、これまでも国に対しましてもJR側に対しての財政的な支援等含めてこれまで要望活動を行ってまいりましたし、またあわせて鉄路の復旧ということについては、JR側にこれまで15回、要望活動を展開してございます。そういった我々として南三陸町だけではなくて気仙沼市さん含め、登米市さんも含めて、一生懸命これまで要望活動を展開してまいりましたが、今後も引き続きそういった要望活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変財源の問題がネックになっているのかなと、そういう答弁でした。

しかし、三陸道が完成すれば町のアクセスが進むと思われますが、通勤、通学、車の運転ができるない高齢者などの足には鉄道が大変必要であります。今、朝ドラで人気のあまちゃんの舞台では三陸鉄道であります。震災から5日後の3月16日には早くも久慈、陸中野田間で運転が再開され、3月29日には宮古、小本間が開通しております。2012年4月には陸中野田から田野畠までつながっていると言われています。これらの線は営利を求める企業体ではあるが、住民の期待と要望に十分に応えていると思っております。そして、今全国から注目されている観光に大きな影響を及ぼしているのは事実であります。JRにできないとは思われません。財源の問題は何としても解決し、この赤字路線の切り捨てをふさがなければならないと思っております。ぜひ、この要望を力を入れてやってほしいと、私たちも力を出したいと思っていますが、町長、もう一度その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤仁君） 先ほど申しましたように従来からそういった要望活動を展開しておりますので、今後ともこれはもちろん継続してまいりたいと思っておりますが、先ほど申しましたように当面の当町の課題ということで先ほどお話ししましたが、いかに早く陸前戸倉駅までとにかく鉄路を復活させるかということが大変大きな我々としても問題だろうと思っておりまして、この辺につきましては、JRもある程度ご理解をいただいておると私は認識をいたしてございますので、その辺を含めながら我々としても今後とも要望活動を展開してまい

りたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 戸倉駅までの見通しというか、今要望活動をしているということを理解してもらっているということは、大分前からもう震災直後からそういう町長の答弁があつて、もう大分期待していたんですが、その見通しは本当に安心して私たちは戸倉駅までＪＲが来るかと、見通しとして受けてよろしいのでしょうか。その辺が心配であります。

先日、山田線の仮復旧の記事が新聞に載っていました。ＪＲ山田線、これは宮古から釜石間の55.4キロなんですが、復旧にＪＲ側はＢＲＴを提示しています。しかし、沿線の4市町村はあくまでも鉄路だと。ＢＲＴの導入に反対しております。その記事が載っておりました。ＪＲ社長は、膨大な復旧コストの負担と沿岸地域の住民の減少を上げて、あくまでもＢＲＴを導入しようとしている考えであります。先ほど町長がおっしゃいましたように、大きな財源の問題であります。このままでは気仙沼線も同じ運命をたどるのではないかと考えます。もっと強くどうしても町民の声を届ける必要があると思いますが、その辺の町としての取り組みをどのようにしていくか、もう一度お願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目でございますが、陸前戸倉駅前の調査事業につきましては、ご案内のとおりもう発注済みでございまして、その契約期間、11月30日までになってございますので、その時点で一定の方向性、陸前戸倉駅前のあり方ということについての方向性というのが出てまいりと存りますので、それは我々としても陸前戸倉駅の分についてはそう心配はしていないと認識をいたしてございます。

ただ、時期的にいつになるのかということについては、その後のこの調査事業が出てからの判断になろうかと認識をしてございます。

それから、ＪＲ山田線なんですが、これはそれぞれの自治体のご判断だと思います。我々、ある意味ＢＲＴということでご提案を受けた際に、ある意味了解したのは、この地域、公共交通機関が全くないという状況でございます。したがいまして、とにかく公共交通機関を復活しないと、子供たちもそうです。高齢者の方々もそうですが、気仙沼も含めて足の手当でできないと。そういう現実の中で、ＢＲＴということで我々としては引き受けたわけでございまして、山田線の場合はいまだに鉄路ということでまだ不通状態が続いているということでございますので、そこはそれぞれの自治体の判断だろうと思います。

それから、要望活動につきましては、先ほど言いましたようにもう既に我々としても15回、

要望活動を展開しておりますし、引き続きそういった要望活動については今後とも継続をしていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、11月30日までに動向というか、どうなるかわからないんですが、期待していいということでおろしいのでしょうか、町長。戸倉駅までの。期待していいのかなと私は今話を聞いてそう思ったんですが、その辺の確率性というかその辺を町長の口からもう一度お願ひしたいと思います。

本当にあくまでもこれは町民の足を守って、そして観光の町の基本とする町では一刻も早い鉄路を求めていくという基本姿勢を貫いてほしいと思うんですが、そのために私たちができること、町民ができること、本当に力を出して一刻も早い鉄路を再開してほしいと思いますので、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたけれども、今回の調査事業は受託先、これはJR東日本でございます。JR東日本が受託をしてございますので、それが結果が出てきてこれがだめだったということについては、まずならないだろうというのが一般的な常識的な判断だろうと私は思ってございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） では、期待をしながら待っております。私たちができること、本当に私も仙台に行きたくともなかなか行けないという状況の中で、このJRには本当に鉄路には期待しているので、私たちができること、ぜひ町を動かしながら、そして町長を動かしながら鉄路実現に向けて私も頑張りたいなと思っていますので、ひとつその辺を町長強く認識しながら鉄路に向けて頑張ってほしいなと思います。

2点目に入ります。町長の町政11年を問うということあります。

町長は、2002年3月から志津川町の町長として町政に携わり、2005年の合併選挙によって南三陸町の町長として町政運営をしてきました。2011年3月には東日本大震災によって町政も大きく変化し、現在のような町のあり方であります。まさに、町長のまちづくりが試される時期になっていると思っております。所信のマニフェストを含め、この11年間の町政運営を町長はどのように総括しているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、大瀧りう子議員の2点目のご質問、私の11年の町政について

であります。答弁に先立ちましてこの11年間を振り返り、思うところを述べる機会を与え
ていただきました大瀧議員に感謝を申し上げたいと思います。

さて、ご質問へのお答えであります。平成14年3月に私は旧志津川町の町長となりました。初めて町政のかじ取り役を担わせていただきました。当時私が目指したものは、先人たちが築き上げてきました志津川町、特にチリ地震津波からの復興をなし遂げ、南三陸の中核都市にならんとして懸命に各種事業に取り組んできたこの町をさらに発展させるということでありました。そして、就任以来、特に力をこめましたが、公立志津川病院の再建でありました。当時約2億5,000万円の不良債務を抱えた状態であり、この不良債務の回収が容易でないことは誰の目にも明らかがありました。しかし、院長以下、病院スタッフとともに懸命な努力を続け、ついに平成19年度末には不良債務の回収をなし遂げることができました。改めて、携わった関係者に対し真摯なる感謝を申し上げるものであります。

また、できるだけ行政と住民の垣根を低くして住民の意見を広く吸い上げ、今後の行政運営に役立てようと町長出前トークを始め、多くの町民皆さんとの意見を直接伺うことができました。また、直接住民のまちづくり参加を促すために元気なまちづくり実践事業の創設を行いました。さらに、行政の効率化を進めるべく町民税務課や産業振興課の創設など行政改革にも取り組んでまいりました。

そのような中、1期目の最大の事業は、やはり市町村合併への取り組みであります。当初は1市5町という枠組みの検討からスタートし、志津川町、歌津町という枠組みに落ち着き、その後幾度となく両町間で協議を重ね、時には膝詰めな話し合いを行ったこともございました。こうした議論が実を結び、平成17年1月19日に合併協定書の調印が行われ、その年の10月1日、南三陸町が誕生いたしました。

南三陸町誕生に伴い、幸いにも多くの町民の方々のご支持をいただき、再度町長として新しい町のかじ取りを担わせていただきました。このとき最も心がけたのは、一つの町としての一体感の醸成であります。隣町から同じ町へ、隣町の人から同じ町民同士へ、もちろんすぐにできるものでもなく、簡単にできるものではないということは言うまでもありませんでしたが、できることから着実に進めてまいりました。夏祭りでは連日開催とし、相互の交流参加を図り、さらにしうおまつりや協働のまちづくり事業など地域の皆さんの発想によるまちづくり事業を町政で積極的に取り入れる取り組みを推進してまいりました。また、新町建設計画に積極的に取り組み、おおむね8割の事業について完了または事業着手することができました。さらに、高い確率で来襲すると言われていた宮城県沖を震源とする地震津波

災害に備え、防災関連施設の整備を行い安全・安心のまちづくりを進めてまいりました。

そして、平成22年、南三陸町として2度目のかじ取りを託されました。その際、皆様にお約束いたしましたことは、防災行政無線のデジタル化による安全・安心のまちづくりの向上、保育所、子育て支援センターの整備といった子育て環境の向上、図書館の整備や入谷小学校プールの整備といった教育環境の向上、さらにはばなな漁港、稻淵漁港等各漁港の改修による生産環境の向上等であります。平成22年度末には防災行政無線のデジタル化が完了するとともに、ばなな漁港や稻淵漁港の完成もあと一歩というところまで来ておりました。

そんなとき、この町を襲ったのがあの忌まわしい東日本大震災であります。東日本大震災は、私たちから何もかも奪っていきました。歴史、なりわい、暮らし、そして何よりも尊い町民の命、これまで議員を初め多くの町民の方々と築き上げてきたこの町は、一瞬にして瓦れきの町と変わってしまいました。多くの町民が犠牲になり、さらに多くの町民が被災者となってしまいました。きょうをどうやって生きるかを心配しなければならない状況にあって、私は生かされた重みを一身に背負い、この町を再建することを心に誓いました。あれから2年半、被災された町民の生活再建と町の復興のため議員皆様ともどもさまざまな事業に取り組んでまいりましたのは、ご承知のことと存じます。とは申せ、復興はまだ始まったばかりであり、被災した土地に瓦れきこそなくなりましたが、新しい町並みができるまでには至っておりません。しかし、これまで幾度となく申し上げてまいりましたが、先人たちはチリ地震津波からこの町を復興させました。私たちはその子孫です。我々にこの東日本大震災からの復興ができぬはずがありません。

震災前に私はマニフェストの中で、小さくてもキラリと光るまちづくりを行うことをお約束いたしました。その気持ちは今も何ら変わっておりません。町長となって11年が過ぎ、大事な町民の命や多くの方と積み上げてきたものが一瞬にして奪われるという身を切る思いも経験をいたしました。この町の再建を考えたとき、小さくてもキラリと光るまちづくりこそ本町の進むべき方向ではないかとの思いを新たにいたしましたとのことを申し上げて、この11年間の総括とさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ありがとうございます。

町長が2002年3月に新町長になったときに、同じくして私も補欠選挙で議員としての第一歩を踏み出したのであります。ですから、私はこの間、町長をずっと11年間見てきました。町政運営の総括では、今町長がおっしゃったとおり私もそれは十分に了解しております。町政

全般については、おおむね了とするところであります。

しかし、問題もあります。私もこの間、一度も欠かすことなく一般質問をして、町政に提言、提案をし、町長の姿勢をただしてきました。その中で、私は何回も取り上げてきたこと、男女平等参画の理念、それと非核のまちづくりと原発問題、これは残念ながら町長の回答は國の方針の枠内で一步も前を進む回答は得られませんでした。先ほど、正式に町長は今回また町長として立候補するとそういう表明をされました。今後町政に携わるときには、私のこの今2間に對してどのように携わっていくのか、回答するのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点、今お話をいただきました。

男女共同参画社会の件につきましては、基本的には計画づくりということについては我々としても取り組んできたという経緯がございますし、その辺につきましては、確かに大瀧議員の希望どおりという形になかなか前に進まなかったということについては、私も率直に認めさせていただきたいと思いますが、ただいずれにしましてもそういう取り組みにつきましては、今後ともしっかりとやっていく必要があるだろうということについての認識は何ら変わってございませんので、これからどなたがといいますか町政を担っていくかということもあろうかと思いますが、そういう分野についてもしっかりと取り組んでいく必要があるだろうなと思いはあります。

それから、非核宣言の問題につきましては、これは再三再四、私、大瀧議員とこの辺についてはやらせていただいているんですが、基本的には私はある意味、この町の子供たちの平和教育ということをしっかりと進めていくということが第一義だろうという認識をいたしてございまして、そういう考え方のもとにこれからもこの町の安全、平和なまちづくりということについては、継続して進めていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この2点については、町長と大分この議会の中でいろいろやりとりしておりますので、その辺の経過もわかります。

先日、宮城県の元市長そして町長でつくるみやぎ憲法九条の会のアピールを読みました。大変格調高いアピールで感動いたしました。全文をここで読むわけにはいきませんが、今安倍内閣が進めようとしている憲法改正について、アピールの中で私たちはこの憲法9条の改憲こそ市町村住民の安全・安心を脅かす最たるものであり、断固としてこの動きを阻止し憲法

9条を守らなければならぬと決意を新たにしていますと訴えておりました。町長、いかがでしょうか。このアピールに賛同していただけますか。ぜひ、この会の皆さんと一緒に平和運動を進めていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれお立場、お立場でそれぞれお考えがあると思います。それぞれの主義、主張があるわけでございますので、それはそれとして理解を示さざるを得ないと思いますが、いずれにしましても憲法の改正ということについては、国民の賛成がなければこれは前に進まないという現実がございますので、そこは最終的には国民の皆さんのが判断をするものだろうと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほど町長は、子供たちに平和教育を推進していくという心強いことが回答されました。

今の原発の問題なんですが、福島原発の海への汚染水流出が深刻な状態になっております。

1日最大600トンの汚染水が海に漏れていると言われております。韓国では青森、岩手、宮城、福島など8県の水産物の輸入を禁止しました。復興から立ち上がった漁業の人たちには大きな痛手であります。町長、汚染水の抜本的対策と漁業補償を求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

女川原発の再稼働など論外であります。廃炉の道しかないと思いますが、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の韓国の輸入禁止ということにつきましては、この間もいろいろ各界の方々も話しておりましたが、ある意味科学的根拠がないという中で一方的な輸入禁止ということについては、私も遺憾であると認識をしてございます。ある意味、我々としては生産の場にいる人間として、しっかりと安全・安心なものを市場に供給しているわけでございますので、そういうたたかわの努力がある意味無にするものだと思ってございます。そういう意味におきましては、繰り返しますが大変今回の韓国の輸入禁止ということについては、大変甚だ遺憾だと認識をしてございます。

それから、汚染水の問題等々につきましては、これまで東電任せということだったんですが、ご案内のとおり政府が本腰を入れて汚染水対策に取り組むということでございますので、それは国としてしっかりと対応するということでございますので、そこは大いに期待をさせて

いただきたいと認識をしてございます。

女川原発の再稼働につきましては、これは我々が何回もお話ししておりますように、しっかりと安全・安心を担保するということが再稼働の大前提ということで、これは何回もお話ししたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今までの答弁を聞きますと、今まで私とやりとりしてきたころとまだ一步も進まないとそういう私は認識に立ちました。

それと、男女共同理念です。これも何回か取り上げてきたんですが、今度どなたが町長になるかわかりませんけれども、ぜひ女性の管理職に道を開く、そういう方針を立ててほしいと思うのですが、いかがでしょうか。残念なことに帝国データバンクの調査によりますと、東北の企業の約8割で管理職が1割に達していない調査が出ています。男女平等の理念を広める環境づくりこそこの町では大切な事業ではないかと私が考えるんですが、女性の地位向上をこの町から発信していくべきだと思いますが、町長、もう少し具体的に突っ込んだ方針を出していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 男女共同参画社会の問題につきましては、多分大瀧議員もご承知だと思いますが、町民の皆さんを入れて、理念ということについてはしっかりと策定をさせていただいたということについてはご理解をいただいていると思いますが、いずれそれに沿った形の中で新たな取り組みをしていく必要があるだろうと思います。

なお、当町の女性の登用の問題につきましては、ちょっと総務課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 想定しておりませんでしたので、資料をちょっと手元を持ってきてございませんので、正確な数値を申し上げることができませんけれども、新規採用職員においても、最近はやっぱりどうしても女子職員の採用が増加しておりますので、絶対数で女子職員の数はふえておるという現状でございます。

なお、男女別の数値については、後ほど大瀧議員にお知らせしたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私の質問の主とするところは、そういう男女の平等、やっぱり差別をなくしながら町の方針としてそういうことを進めてほしいというのが、私の願いであります。

ですから、先ほど原発についてもそれからこの問題についても、なかなかこの11年間町長と何回も町長発信してきましたけれども、それ以上の回答を得られなかつたというのが私の今残念でならない気持ちであります。ですので、いいんです。課長が後で資料を出すでしょうけれども、ただ私が言うのはこの町としての男女の平等の行政としての取り組み、そういうものをぜひ示してほしいなど、そのことに尽きます。

私が最近の世界情勢を見るときに、町民の生活安定には平和こそ大切と考えますし、地方自治の基本理念は住民の福祉向上だと私は考えております。その中で、次期町長がどういう方針を出すのか大変期待して見ているんですが、ぜひそういう点で今私が大変不満に思っている項目についても、ぜひ前向きに検討してほしいと思っております。もう一度回答をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には人事につきましては、私ども適材適所という形の中で配置をさせていただいておりますし、それから前にもちょっとお話をさせていただいたことがあると思いますが、町の各種審議会等がございますが、そういった各種審議会等の委員の女性の占める比率ですか、これは県内で高いほうだということを前に説明したことがあると思いますが、そういう取り組み等につきましては我々も意識しながらやっておりますので、ただ人事等につきましては、まさしくこれは適材適所ということになりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 先ほど申しましたように、どなたが今度町政に携わるかわかりませんけれども、ぜひこの町民の期待に沿えるような次期町政をしっかりとやってほしいと思いますので。終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、大瀧りう子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 2 時 00 分 延会